

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東洋文庫（以下「文庫」という）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、文庫を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者を言う。
- (3) 非常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であってその名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 文庫は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 評議員には、定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は別表第1及び別表第3に基づき支払うものとする。

2. 非常勤役員に対する報酬は別表2に基づき支払うものとする。
3. 各評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において、別表第5に基づき支払うものとする。
4. 常勤役員が退職若しくは在任中死亡したときには、別表第4に基づき計算した退職金を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は常勤役員には毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び立替金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員、執行理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 文庫は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

(公表)

第9条 文庫はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関する事項は、必要な場合は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人東洋文庫の設立登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・ 専務理事 : 月 67 万円

別表第2 非常勤役員の報酬

- ・ 文庫長 : 月 60 万円
- ・ 常務理事 : 月 15 万円
- ・ その他の非常勤役員 : 理事会出席の都度、一人一律 15,000 円

別表第3 常勤役員賞与

常勤役員には、役員賞与として役員給与 6 ヶ月分を、6 月・12 月にそれぞれ 3 か月分支給する。

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

常勤役員の退職金の算出は次の算式による。

$$\text{在職月数} \times \text{報酬月額} \times \text{係数}$$

但し、報酬月額、係数が在職期間中に変更となった場合は、それぞれの該当する期間毎に上記算式で計算した額の総計とする。

- (2) 前項の係数は、本規定施行以降分は 15%とする。

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 15,000 円。

(本別表は、公益財団法人東洋文庫の設立登記の日から施行する。)

✕